

# 法人口座取扱規定

## 第1条（規定の趣旨）

この規定は、法人のお客様が（以下「お客様」といいます。）マネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）に設定申込された取引口座（以下「本口座」といいます。）で行われるインターネットまたは電話利用の取引、およびそれに付随する業務の取扱いに関し、お客様と当社の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです

## 第2条（申込方法）

お客様は、この規定のほか、「証券総合取引約款」その他の当社の定める約款・規定にしたがい口座開設申込および取引等を行うものとします。

## 第3条（規定の例外）

- (1) この規定と証券総合取引約款との間に抵触する規定がある場合は、この規定が優先するものとします。
- (2) お客様は、証券総合取引約款に定める次の事項については利用できないこととします。
  - ① 第2条第2項第8号に規定する「MRF取引約款」に基づく申込およびその取扱い
  - ② 第21条に規定する「キャッシング」

## 第4条（取引責任者等）

- (1) お客様は、当社の口座開設を申込み場合には、取引および取引に付随する行為について法人代表者により代理権を付与されたご担当者（以下「取引責任者」といいます。）を当社に届け出るものとします。
- (2) 取引責任者は法人の役員又は従業員である自然人1名とします。ただし、法人代表者自身を取引責任者として選任することもできます。
- (3) お客様は、第1項の届出に際し、商業登記簿謄本、法人の印鑑証明書、取引責任者の住民票、印鑑証明書、戸籍謄本その他の当社が定める確認書類を提出するものとします。
- (4) お客様の行う取引注文等は、全て代理人である取引責任者が行うものとします。
- (5) お客様は、当社が定める方法により、当社がお客様に対して発行したログインID、口座番号、お客様の指定したログインパスワード（当初のログインパスワードは当社が指定のうえ発行します。）および暗証番号（以下、これらを「認証番号」といいます。）を取引責任者以外の第三者への開示または貸与により本口座を利用させることはできません。
- (6) お客様は、認証番号を取引責任者以外の第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- (7) 当社が認証番号の一致を確認した場合は、取引注文等は口座名義人であるお客様によってなされたものとします。

## 第5条（届出事項の変更）

- (1) お客様は、本口座開設後、改名・改称、移転、ならびに代表者、取引責任者および届出印の変更など、届出事項等につき変更があるときは、遅滞なくその内容を当社へ届け出るものとします。
- (2) 前項の場合、当社は所定の手続きとして、お客様から商業登記簿謄本、法人の印鑑証明書、取引責任者の住民票、印鑑証明書、戸籍抄本その他必要な書類を提出するものとします。

## 第6条（解約）

当社は、お客様が証券総合取引約款第29条第1項に定めるほか、次の各号のいずれかに該当した場合、本口座を解約できるものとします。

- ①破産手続開始、特別清算開始、会社整理開始、再生手続開始、会社更生手続開始の申立があったとき
- ②解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
- ③差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受けた場合
- ④支払を停止したとき
- ⑤手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ⑥前各号のほか、お客様の財産状態が悪化し、その信用状態に著しい変化が生じたとき

#### 第7条（規定の変更）

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示または金融商品取引所並びに日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に、改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、お客様において所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、改訂にご同意いただいたものとして取扱うものとします。

以上  
(平成21年3月)